

当金庫の営業地区内へお引越しを予定されているお客さまへ ～住宅ローン等のご融資のお取扱い開始について～

2018年8月に法令が改正され、信用金庫の営業地区内へのお引越しを予定されているお客さまが信用金庫の会員になることが可能になりました。

本改正を受けて、当金庫では、2019年6月24日開催の第79期通常総代会において定款の一部変更の決議を行いました。これにより、当金庫では、7月23日より営業地区内へお引越しを予定されているお客さまへの住宅ローン等のご融資のお取り扱いができるようになりましたので、お知らせいたします。

今後、当金庫の営業地区内へお引越しを予定されているお客さまで、住宅ローン等のご融資のご相談等がございましたら、下記照会先または本支店にお気軽にお問合わせください。

記

1. 今回の改正等により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま
原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の営業地区外から営業地区内にお引越しをするため、次のような契約を締結した方

- ・不動産会社等と宅地又は住宅の売買契約
- ・住宅メーカー等と住宅の建設・リフォーム等の工事請負契約

※詳細につきましては、下記照会先または本支店にお問合わせください。

2. 当金庫の営業地区

京都市、宇治市、城陽市、亀岡市、南丹市（ただし、美山町を除く）、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、京都府乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡、船井郡京丹波町（ただし、旧和知町を除く）、滋賀県大津市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、野洲市、大阪府三島郡、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、摂津市、寝屋川市、奈良県奈良市および生駒市

3. 本件照会先

京都中央信用金庫 総務部（電話：075—223—8232）

平日 9：00 ～ 17：00

以上